

個別検査システムの体験版の公開について

日本消防検定協会 企画研究部 情報管理課

以下に説明する個別検査システムの利用をお考えの方々のために、システムの操作を体験できるよう、本ホームページにおいてシステムの体験版を公開しました。是非、ご活用いただきますようお願いいたします。→ [体験版の利用はここをクリック](#)

1 個別検査システムの概要

日本消防検定協会では、これまでに検定申請、鑑定依頼等に対応する事務を電子的に処理するため、「検定申請システム」の名称でコンピュータシステムを構築してきました。

このたび、検定申請システムの機能に個別検定申請者等が電子申請できる機能を追加（以下この追加した機能を「個別検査システム」と呼びます。）しましたので、その概要を説明します。

個別検査システムは、現在の紙文書による個別検定等の申請書、申請整理表等を電子化するものです。

個別検定等の申請者がコンピュータからインターネットを介して申請に係るデータを入力することにより、個別検定等の申請を行うことができます。

個別検定申請整理表等は、個別検定等の受検場所からインターネットを介して受検物のデータを入力することにより電子文書として取得できます。

個別検査システムは、予め登録したロット構成情報等を元に個別検定申請書、申請整理表等を作成することにより、書類作成作業を容易にするとともに、矛盾するデータの登録を防止することができ、申請者の負担軽減に寄与するものです。

以下にその機能をご紹介します。

- (1) 個別検定申請等において申請書を一括できる範囲があらかじめ表示されているので、申請書の分け方を考える必要がなくなります。
- (2) 申請及び申請整理表作成においては、型式番号、種別等をテキスト入力することなく選択入力としています。これにより、誤った申請及び申請整理表を減らすことができます。
- (3) 申請数量を入力すると手数料を自動で計算します。（ただし、契約で手数料を決めているものは除きます。）
- (4) 申請が受け付けられると、受け付けられた申請内容がメールで届きます。
- (5) 受検場所毎に現在受検できる申請を確認することができます。
- (6) 申請整理表は、そのとき受検できる申請書を選んで受検数量等を入力すると必要な枚数の申請整理表を自動で作成します。
- (7) 協会向けの機能として、検査水準が変化したとき、過不足金が発生した申請を検索し、検索結果を申請者にメール送信することができます。

2 個別検査システムの適用範囲

(1) 個別検査システムを利用して行うことができる申請又は依頼は次のとおりです。

- ア 検定品目の個別検定申請
- イ 鑑定業務規程に規定している品目の個別鑑定依頼
- ウ 認定業務規程に規定している品目の個別認定依頼
- エ 特定消防機器等性能鑑定規程に規定している品目の個別性能鑑定依頼
- オ 特殊消防ポンプ自動車に係る特殊消火装置鑑定規程に規定している特殊消火装置の個別鑑定依頼
- カ 動力消防ポンプ受託試験業務規程に規定している消防ポンプ自動車及び可搬消防ポンプの受託個別試験依頼
- キ 消防用吸管の受託試験業務規程に規定している消防用吸管の受託個別試験依頼
- ク 可搬消防ポンプ積載車受託試験業務規程に規定している可搬消防ポンプ積載車の受託個別試験依頼

(2) 次のものは、個別検査システムによって申請又は依頼することはできません。

- ア 特殊消火装置のオーバーホール
- イ 放水型ヘッド
- ウ 外部試験器の校正

(3) 個別検査システムは、型式試験、性能評価等の申請又は依頼に利用することはできません。

(4) 個別検査システムの利用を申し込むことができる方は次のとおりです。

- ア 検定品目の型式保有者
- イ 鑑定業務規程に規定している品目の型式保有者
- ウ 認定業務規程に規定している品目の型式保有者
- エ 特定消防機器等性能鑑定規程に規定している品目の型式保有者
- オ 特殊消防ポンプ自動車に係る特殊消火装置鑑定規程に規定している特殊消火装置の型式保有者
- カ 動力消防ポンプ受託試験業務規程に規定している消防ポンプ自動車及び可搬消防ポンプの型式保有者
- キ 消防用吸管の受託試験業務規程に規定している消防用吸管の型式保有者
- ク 可搬消防ポンプ積載車受託試験業務規程に規定している可搬消防ポンプ積載車の型式保有者
- ケ アからクまでに掲げる型式保有者から個別検定の申請又は個別鑑定、個別認定、受託個別試験等の依頼を委任された方（個別検定申請等の申請代理人又は依頼代理人）

3 個別検査システム利用に必要な機器等

個別検査システム利用に必要な機器等は次のとおりです。

(1) 端末

通常、申請用に1台、整理表作成用として受検場所毎にそれぞれ1台必要です。申請を行う場所と受検場所が同一である場合は、併せて1台であることも可能です。

端末の要件は次のとおりです。

ア HTTPS 環境が利用可能なインターネットに接続可能であること。

イ OS (オペレーティングシステム) は、Windows XP SP3 であること。

Windows 7 (32 ビット版) については動作確認中です。

ウ ブラウザは、以下のいずれかであること。

(ア) Internet Explorer 6 (SP3)

(イ) Internet Explorer 7

(ウ) Internet Explorer 8

(2) 電子証明書

申請用及び整理表作成用の端末に、協会が指定する認証局が発行する電子証明書がそれぞれインストールされていることが必要です。

端末 1 台につき 1 枚の電子証明書が必要になります。申請を行う場所と受検場所が同一である場合は、端末 1 台にインストールした 1 枚の電子証明書で申請用と整理表作成用を兼用することもできます。

(3) 個別検査システムにアクセスするための ID 及びパスワード

協会からお知らせする ID 及びパスワードです。

(4) マイクロソフトのエクセル

申請用及び整理表作成用の端末に、それぞれマイクロソフトのエクセル (2003 の形式で保存ができるもの) がインストールされていることが必要です。

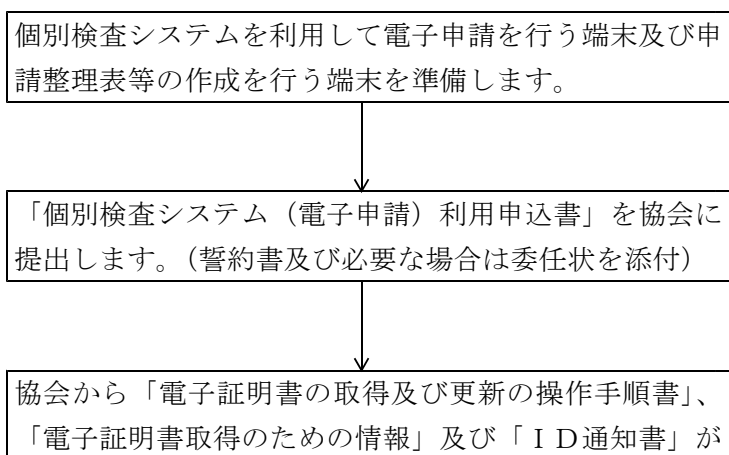
整理表及び個別検査システムが送信するメールの添付ファイルはエクセルで作成しています。読むだけであれば、ビューアだけでもかまいません。

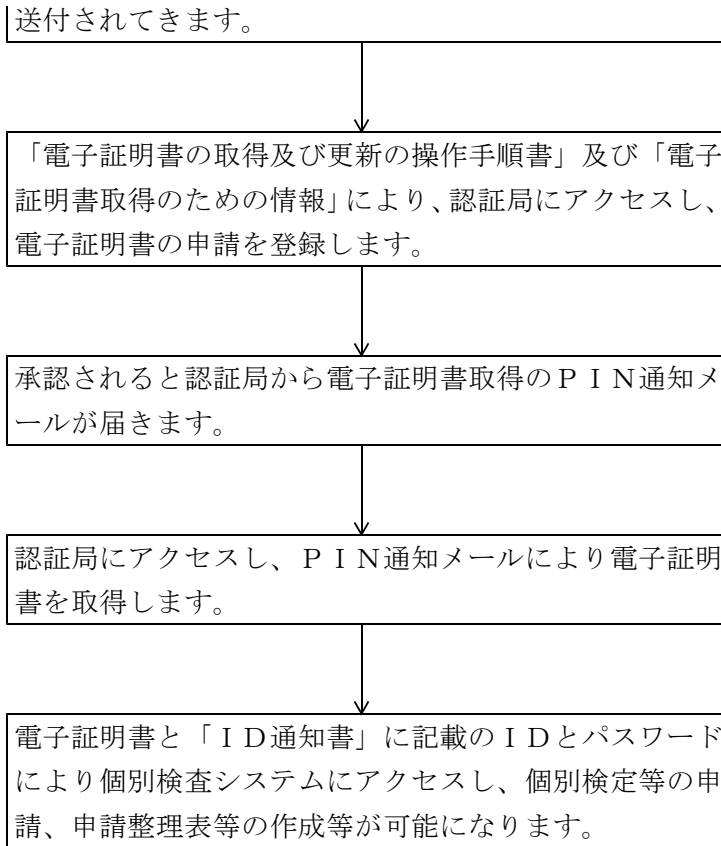
(5) PDF ファイルを作成するソフト

申請のデータとして添付する振込票の PDF ファイル又はネットバンキングの振込完了画面の PDF ファイルを作成するためのソフトが必要です。

PDF ファイルを作成するソフトは、申請用又は整理表作成用の端末にインストールされている必要はありませんが、申請用の端末に PDF ファイルを供給できる環境が必要です。

4 個別検査システム利用開始までの手順





5 個別検査システムの運用時間

個別検査システムを利用して電子申請又は申請整理表作成を行うことができる時間は、月曜から金曜までの午前8時から午後8時までです。

ただし、祭日又は午後5時以降に申請登録されたものは、翌業務日の受付となります。データの集計、バックアップ等に必要な時間を考慮していますので、ご理解ください。

6 利用申し込み・お問い合わせ先

日本消防検定協会企画研究部情報管理課 山口、松崎

TEL : 0422-44-7471(代)、e-mail : kikaku@jfeii.or.jp

7 [利用申込書の様式はここをクリック](#)